

令和3年3月吉日

お客様各位

## A T Mでの支払限度額変更のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当組合のキャッシュカード（ローンカードを含みます。）の1日当りの支払限度額は現金お支払（デビットカード支払を含みます。）を100万円。別途、A T Mによるお振込100万円としております。

しかしながら、近年、警察官や銀行員等を騙った詐欺被害や偽造・盗難キャッシュカード等による預金の不正な引き出し等の被害が後を絶たず、特に高齢者からキャッシュカードを騙し取って現金を引き出したり、A T Mで引き出させた現金を自宅で騙し取ったりする手口が横行しております。ついては、当組合はそのような被害からお客様の大切なご預金等をお守りするために、令和3年4月1日（木）より、下記の通り一部の口座はA T Mでの支払限度額を変更させていただきます。

対象口座のお客様にはご不便をおかけすることもあろうかと存じますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

### 対象となる口座

○預金名義人が満70歳以上で、3年以上A T Mでの支払（または振込）がない口座

種 類	1日当りの支払限度額
現金でのお支払い（デビットカードを含む）	100,000円
A T Mでのお振込み	100,000円

○支払限度額の変更をご希望される場合は、お手続きが必要となります。

お手続きに必要な書類

- ①「A T M支払限度額設定変更届」（当組合所定の書式）
- ②対象口座のお届印
- ③本人確認書類（運転免許証・健康保険証・マイナンバーカード・パスポート・キャッシュカード等）

※顔写真のある書類は1点、顔写真のない書類は2点必要となります。

興栄信用組合